

# 篠栗町「町民の命を守る ささぐりづくり」条例

篠栗町長  
三浦 正

篠栗町は、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例」を制定した（条例第8号として、令和3年6月18日公布・施行）。

人を大切に思う思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく、住民、議会をはじめ篠栗町に関わる全ての人々が協働して取り組む基本理念と基本原則を明記し、町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指していく。

## 1 条例制定に至った背景と経緯

### （1）篠栗町の概要

九州、そしてアジアの玄関口である福岡市に隣接する糟屋郡は福岡市のベッドタウンとして、人口減少時代にあっても今なお人口増加をしている日本の中でも数少ない地域です。その糟屋郡最東部に位置するのが、人口3万1384人（令和3年9月末）の町、篠栗町です。

町域約39km<sup>2</sup>のうち約7割を森林と山間地域が占める山里で、福岡市に隣接する他の町のように顕著な人口増加はみられないものの、博多と筑豊を結ぶJR篠栗線が東西に通って

いることから博多駅まで快速電車で18分と交通利便性も良く、近年注目されている町です。

また、篠栗四国八十八ヶ所霊場のお遍路の町として栄え、総本寺の南蔵院には世界一のブロンズ製涅槃像があり、国内外から年間約100万人の参拝者が訪れます。町内に全ての札所があることから、健脚の持ち主なら2泊3日で回ることができるとも手軽さもあり、その御利益を求めて巡礼される姿も見られます。

### （2）条例制定の背景

令和3年議会第1回定例会閉会挨拶における町長としての発信

「篠栗町の子どもの命を守るための行動を」

### （3）篠栗町議会の皆様とともに

令和2年4月18日に発生した篠栗町での5歳児衰弱死事件は、私の里篠栗を自負する私たち町民にとって大変衝撃的な事件でした。改めて、食事を十分に与えられず衰弱死した男児に心からの哀悼の意を表します。

令和3年3月2日の警察による保護責任者遺棄致死事件発表以降、新聞各紙、テレビでの報道等により、幼い子を死に至らしめた2人の容疑者の社会常識を超えた行動と犯罪性が国民の耳目を集めた2週間となりました。

篠栗町（行政）としては、3月4日開会の令和3年篠栗町議会第1回定例会全員協議会の中で、事件に至るまでの、現場の対応等の

経過を説明した上で「今の時点では警察によって事件の詳細が明らかになるのを待つほかはない」と報告いたしました。しかし、議員の皆さんの中には、幼子が衰弱死に至った経緯を確認する過程で、「どこかでこの子を救う道があったのではないか」、「議会として私たちは何かしないのか」との声を多く頂きました。

その後、報道機関の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりましたが、連日、町長である私自身に対しても、町内外から様々な御意見を電話や手紙、SNSなどで頂戴いたしました。

そうした中、議会の皆様の発信、町内外から寄せられた様々な御意見を繰り返し咀嚼し、整理する過程で次のような思いに至りました。

今回の事件の場合もさることながら、DVやネグレクト、生活困窮、育児ノイローゼや鬱、あるいは家族が自ら命を絶つ場合など、幼くして命を絶たれるケースは様々考えられる。

町長や、町議会議員、並びに行政職員は、今回の驚天動地の事件報道に埋もれんとしている、幼き子が「衰弱死」するに至った経緯をしっかりと検証し、二度とこうした幼い命が奪われることのないよう「町民の幼い命を

守る」町民行動の指針を作るべきではないか。

ついては、できるだけ早い時期に、これまで分野別に行動していた、「青少年健全育成推進協議会」や「子育て世代包括支援センター」、「新たに作る「篠栗町子ども家庭総合支援拠点」、「地域学校協働活動」など、関係すると思われる組織を総動員して一緒に行動していくことのできるような、「篠栗町の子どもの命を守る条例」を制定し、町民同士が、互いに篠栗町の子どもの命を守ることに真正面から向き合い、現在の希薄になった人間関係を、新たなつながりを保ち続けることができるよう、子どもから大人、お年寄りまでの地域の人間関係を再構築すべきと考えます。それが、今回の不幸な事件を繰り返さない、「篠栗町の幼い命をしっかりと守る」ための、町民全体が互助の精神で行動をする篠栗方式となるのではないかと思うからです。今後、議会の皆様の御意見をしっかりと賜り、早期に「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗ウェイ（方式）」を実現すべくここに発信いたします。

令和3年3月16日

篠栗町長 三浦 正

(3) 制定までの経過

議会全員協議会の開催・パブリックコメントを経て

令和3年議会第1回定例会での経緯を経て、議会全員協議会の開催をお願いいたしました。

その会議では、町から、篠栗町の子どもの命を守るための行動を町議会の皆様とともにスタートするために、行動のための条例づくりや予算措置を行って「篠栗町の幼い命をしっかりと守るささぐり方式」を実現したいとの方角性を説明いたしました。

今回の案件は、篠栗町に居住する家族の中の幼い命が失われたことに端を発したものはあるが、条例を制定し、新たな行動指針を決めるに当たっては、町民全体の大切な命を守る行動指針とすべきであるとの御意見を篠栗町議会の総意として頂きました。

そうした御意見を踏まえ、執行部において、検討、議論を重ね、命を守るべき対象を「子ども」だけでなく「すべての町民」とする方針に変え、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の責務と役割を定めることにより、みんなが主体となって協働し、「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すという方向性を議員の皆様にご御確

認いただきました。

その後、パブリックコメントを経て、令和3年議会第3回定例会に上程しました。

議会では、全員協議会で協議を重ねてきた重要な案件であるとの認識から、慣例による条例案の委員会付託は行わず、全員で協議する特別委員会の設置が開会日に決定され、同委員会で御審議いただき、本会議において可決されました。正に、町執行部と議会との共同作業による条例の制定でした。

## 2 条例の内容

### (1) 条例名

条例において「町民の命を守るささぐりづくり」とあえて鉤括弧を付して制定しました。「町民の命を守るささぐりづくり」とは、人と人とのつながりが希薄化している現代社会において、様々な要因を抱えているにもかかわらず、相談する人がいない、相談する術を知らない、あるいは相談することが恥ずかしい、煩わしい等で、自ら救いの声を上げることなく孤立しがちな生活になっている人や世帯について、周囲の人々が小さなサインを見逃さずことなく、何か違和感や異変に気付いた時点で町等へ知らせることにより、早期に対応に着手するきっかけとし、決して孤立化させることがないように、そして町等の必要

な支援等を通して全ての町民がかけがえのない個人として命を守られ、尊重される篠栗町の社会をつくっていくという思いを込めた言葉です。町民にとって伝わりやすく、浸透しやすいよう「篠栗」を平仮名表記にしたり、篠栗のまちづくりの基本となるものであるという思いも込め「ささぐりづくり」という言葉を用いました。

### (2) 前文

町民に対し、この条例の制定に至った理由や背景を理解いただくため、そして、今だからこそ私たちが昔ながらの篠栗町の良さを思い出し、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立する人を町民みんなで支え合い、助け合い、人と人とのつながりを大切にして、共に生きる昔ながらの地域づくりを再構築する必要性に迫られていること、篠栗町に関わるみんなが主体となって町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指すことを認識していただくために、前文を策定しました。

### (3) 目的

条例において、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、

活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、みんなが主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すものと規定しました。

### (4) この条例の位置付け

この条例は、「町民の命を守るささぐりづくり」の基本を定めるものであるから、この条例の趣旨を最大限に尊重して「町民の命を守るささぐりづくり」を進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例との整合を図るものと規定しました。


### (5) 役割と責務

住民、未成年者、活動団体、事業者、議会、町長、町職員それぞれが当事者であることを認識するとともにそれぞれの立場での果たすべき役割を自覚し、相互に協力することができよう、それぞれの役割と責務を規定しました。

## 3 課題と今後の展望

条例制定後、規定内容の解説も含めた条例リーフレットを作成し、7月に町長と議長の連名の鑑を付けて、全住民・事業者へ配布し

**篠栗町**  
**「町民の命を守るささぐりづくり」条例**  
 ～誰も孤立させないまちに～



書家 金澤翔子作  
 平成 29 年 7 月 3 日「社会を明るくする町づくり講演会」にて  
 揮毫（クリエイト篠栗大ホール）

◆「町民の命を守るささぐりづくり」とは◆

人と人との繋がりが薄れつつある現在において、様々な要因を抱え、孤立しがちな生活になっている人や世帯を孤立させることなく、必要な支援等を通して全ての町民がかけがえのない個人として尊重される篠栗町の社会づくりをいいます。（条例第 2 条 定義より）

令和 3 年 7 月  
 篠 栗 町

進めたいと考えています。

しかし、条例を作り上げたから終了というものでは決してなく、これが正にスタートであることは言うまでもありません。

議会には、定例会ごとに取り組んでいる具体的な内容を報告するとともに、職員や町民の皆様の研修・講演会など継続的に開催し、名実ともに、「命を守るささぐりづくり」を進めたいと考えています。

全住民・事業者に配布した条例リーフレット

